

情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会中間整理に関する意見

2016年1月12日
一般社団法人新経済連盟

下記のとおり、意見を提出させていただきます。

1 IT 利活用の促進について
以下のとおり

頁	該当箇所	意見	理由
一	(全般)	日本再興戦略にあるとおり、『対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことを新たに提出予定の『法案のレベル』において書き込むべき旨を明示すべき	GDP600兆円を達成するには、サービス産業等の生産性の向上が不可欠であり、IT利活用はそのためのキーであるため
一	(全般)	政府において改正対応が必要な法令等を漏れなくリストアップし、一括で整備する仕組みを明示し、実際に所要の法令等を改正すべき旨を明示すべき	IT利活用促進のためには必要な法律を一括して改正する必要があるため。 なお、改正が必要な法令等の事例は別表参照

(別表)

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
1	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	行政手続きオンライン化法、e文書法等	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく手続等(国-民、地方-民、民-民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、現状の対応状況を網羅的に収集し、進捗を管理し実施する法的裏付けのある仕組みを導入する。
2	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	宅建業法上の解釈等	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取引の重要事項説明は対面で行うことがあくまで解釈として行われており、ITを活用した重要事項説明に係る社会実験が行われているが、一刻も早くすべての取引分野において対面との解釈を撤廃し、IT活用等による非対面取引での説明を認めるべきである。
3	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	宅地建物取引業法34条の2、35条、37条等	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
4	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	薬事法4条、9条の3、36条の4、36条の6等	<ol style="list-style-type: none"> 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第36条の6第1項) 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等)
5	処方箋の電子化	医師法22条、歯科医師法21条、医師法施行規則21条、歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> 処方箋の交付も、e文書法の適用対象とし、電子化に向けたスケジュールとKPIの更なる明確化を行うため、所要の法令改正を行う。

		法施行 規則 20 条等	
6	株主総会の事業報告等のウェブ 開示のデフォルト化	会社法 301 条等	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。 世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。
7	金融商品取引契約等における説明 方法としての電子書面交付の デフォルト化	金融商品取引法等	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
8	労働者派遣契約の締結における 書面記載という書面原則の撤廃	労働者派遣法施行規則 21 条 3 項、4 項	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
9	労働契約や職業紹介における労働 条件の明示としての書面交付 義務の見直し	労働契約法 4 条、労働基準法 施行規則 5 条、職業安定法施 行規則 4 条の 2 等	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
10	労働者派遣における就業条件等 の通知手段の拡大	労働者派遣法施行規則第 26 条、27 条等	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
11	デジタル教科書の承認による教 育イノベーション	学校教育法 34 条、義務教育 諸学校の教科用図書は無償措 置に関する法律第 3 条、著作	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。

		権法第 33 条、教科書の発行に関する臨時措置法第 3 条等	
1 2	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	著作権法 21 条、35 条等	<ul style="list-style-type: none"> • 教室での対面授業でのコンテンツだけでなくオンデマンド授業コンテンツにおいても、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
1 3	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	著作権法	<ul style="list-style-type: none"> • セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。 (※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
1 4	確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	法人税法、所得税法	<ul style="list-style-type: none"> • 法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要なとされる添付書類として、電子領収書等を認める。
1 5	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	犯罪収益移転防止法及び政省令ほか年齢確認を求める法令、通達等	<ul style="list-style-type: none"> • 個人番号カードを活用した本人確認及び年齢確認を、犯罪移転収益防止法関係法令や年齢確認を求める各種法令等において、認めるための措置を漏れなく行う（対応状況の進捗を公開すべき）

2 代理機関について
以下のとおり

頁	該当箇所	意見	理由
一	(全般)	データ利活用社会をどのように構築するのかという将来像について、民間のニーズを十分踏まえながら、代理機関ということに必ずしもこだわらず多角的な検討が必要と思われる。	<p>成長戦略としてデータ利活用が非常に重要であることは論を待たないが、代理機関に係るビジネスのスキームについて、実現性や有効性があるのか、かえってデータ利活用に支障を生じさせるということはないのかなどについて必ずしも十分に議論がつくされたとは考えられない。</p> <p>民間からのニーズの更なる把握や、個人情報保護法を含めたほかの制度に関する検討との整合性など多角的な観点に基づき議論をし、政府全体としてデータ利活用促進に向けた絵姿を検討する必要がある。</p> <p>また、個人情報保護法について、いわゆる『2000 個問題』のような問題や行政機関が保有する個人情報保護法改正の問題などへの対応も至急必要である。</p>

3 シェアリングエコノミーについて

次ページ以下に記載のとおり

頁	該当箇所	意見	理由
-	(全般)	<p>以下の観点から、シェアリングエコノミーを政府として推進することを明確にしたうえで、IT戦略本部がリーダーシップをもって関係省庁と連携して所要の対応を講ずるべき。</p> <p>① シェアリングエコノミーを実現するうえで法的な障害があるものに焦点を絞って確実に対応する必要がある。ホームシェアリングとライドシェアリングは、現行の各事業法が想定しておらずそのままでは規律できないサービスなので早急に新たな制度設計を行い、事業法改正等所要の措置を今通常国会で対応する。</p> <p>② 遊休資産提供者とプラットフォームの双方に対して、安全面等からの必要最小限の一定の対応を求める。これを法的にルール化することで各事業法の適用を除外し、新サービスとして秩序ある形で規律する。</p> <p>③ プラットフォームへの規制の在り方と各事業法との関係を一体として適切に議論し、種類に応じた検討が必要である。</p> <p>④ シェアリングエコノミーという新サービスへの萎縮効果を引き起こすような過度の規制にならないよう十分な配慮が必要である。</p>	<p>① シェアリングエコノミーは、次世代の経済活動の中心となることが期待されているものであり、我が国としても積極的に導入して経済を活性化すべき。適切な導入を行わないと地域経済の活性化等ができず世界の潮流から日本企業が取り残される。</p> <p>② プラットフォームへの規制の在り方と各事業法との関係は不即不離の関係なので一体として議論しないと、シェアリングエコノミーという新たな潮流には適切に対応できない。また、シェアリングエコノミーの種類に応じて内容が異なることにも十分留意が必要である。</p> <p>③ シェアリングエコノミーは、相互評価システムによる一定の安全性の確保等ができることを十分に評価したうえで制度設計を検討する必要がある。</p>

一	(全般)	<p>IT 利活用・シェアリングエコノミー推進の観点から中間整理案を上記の基本的な視点に照らし下記のような構成に修正</p> <p>①シェアリングエコノミーがテクノロジーの活用により多くのメリットをもたらすことを具体的に記載した上でシェアリングエコノミーは基本的に推進すべきものであること</p> <p>②従来の業法がシェアリングエコノミーを想定していないために普及の妨げとなっていること</p> <p>③ 各業法について適用を除外した上で諸課題に対応するために必要最小限の規制を検討する必要があること</p> <p>なお、必要最小限の規制の検討にあたっては、テクノロジーの力により規制によらずに解消できる課題がある (例：レーティングシステムによる情報の非対称性の解消) ことについても十分に配慮すべきである。遊休資産提供者への業法の適用除外を前提として新類型として整理することを大前提とすべきことについても必ず明記すべきである。</p>	<p>中間整理案のシェアリングエコノミーに係る部分は、IT利活用やシェアリングエコノミーを促進という基本的な観点が必ずしも十分に記述されていない。</p> <p>シェアリングエコノミーの本質はこれまで業規制によって品質を担保してきた領域について、インターネットやレーティングシステムなどのテクノロジーを活用することで一般人等でも一定の安全性を確保しながらサービスを提供することが可能になり、これによって遊休資産が稼働資産に変わり生産性革命を起こすということにある。</p> <p>中間整理案では、上記のようなシェアリングエコノミーのメリットへの言及が十分でない。</p> <p>シェアリングエコノミーは基本的に推進すべきものであり、業法がある分野についてはこれを適用除外とした上で、必要最小限の規制を導入するという方向であるべきである。</p> <p>シェアリングエコノミーというものが従来の事業法ではとらえきれない分野であることの特性を踏まえた制度設計の在り方への言及が必ずしも十分でない。従来の事業法が前提としないサービス形態であるため、遊休資産提供者に対しては既存の事業法を適用除外することを大前提としてそのうえで関係者にどのような規律を課すかを検討すべきである。</p>

一	(全般)	ライドシェアについて、関係省庁による検討会を早期に立ち上げ、速やかに法的措置を行うべき旨を明記	従来の業法規制がシェアリングエコノミーを想定していないため個人がサービスを提供する際の障害となっているというシェアリングエコノミーの課題は、いわゆるライドシェアについて特に強くあてはまる。当該ライドシェアについては昨年11月20日の第3回検討会でプレゼンさせていただいた当連盟提言(シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案)のとおり、都市・地方におけるモビリティの確保をはじめとして多くのメリットをもたらすものであるが、政府で検討が全く進捗していない。そのため、IT利活用の推進という観点から、今後法的措置が行われるべきであること、また、少なくとも政府に検討の場を設けるべきことを中間整理で明記する必要がある。
13	② インターネット仲介機能の特性「ア. 匿名性」	記載を削除	事実誤認である。インターネットにおいてもSNSとの連携やクレジットカードによるキャッシュレス決済などによりリアルでの取引以上に匿名性を排除することは十分に可能である。
14	課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難	記載を削除	インターネット仲介ということと、サービス提供及び利用状況の実態把握が困難であるということは論理的につながらない。
14	課題2) 情報の非対称性の発生	記載を削除	情報の非対称性はインターネットにおける取引に限らずリアルでの取引においても常に存在する問題点であるが、シェアリングエコノミーにおいては双方向の評価によるレーティングシステム等により現実世界では可視

			化されなかった情報が明らかになり、情報の非対称性はむしろ解消されている。したがって、情報の非対称性の発生をシェアリングエコノミーの特徴であるかのように記述するのは誤りである。
14	課題3) 外部不経済の発生	以下の記載を削除 身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等を呼び込みやすい。	前述のとおり、シェアリングエコノミーサービスにおいては匿名性を排除することが可能であり、シェアリングエコノミーによって身元を隠したり他人になりすますことが容易になるというのは事実誤認である。
14	課題4) ボーダレスな対応が必要 ネットワークの特性から国境を越えて提供が可能であることから、外国に本拠を置いた…事業者が、日本国内のサービスについて仲介することが可能。外国事業者…を巡って問題が生じた場合、事業者が外国にあるため、必要	ボーダレスな対応が必要であることはシェアリングエコノミーサービスであるがゆえに生じる課題ではないことが明確になるよう記載を修正。	ボーダレスな対応が必要であることは一般的に生じる課題であり、シェアリングエコノミーサービスに特有の課題ではなく、「シェアリングエコノミーが惹起する課題」として記載することは適切でない。なお、日本人に対してサービスを提供する外国事業者に対してもルールの適用を求める枠組みが必要であることは昨年10月30日の当連盟の提言で言及している。

	な対応を求めることが、物理的、法的に困難。		
15	<p>ア 諸課題に対応するためのルール整備の対象</p> <p>イ 対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲</p>	<p>以下のとおり記載を全面的に修正</p> <p>シェアリングエコノミーの推進のため、シェアリングエコノミーサービスの提供にあたって業法が問題となっている領域（例：ホームシェア、ライドシェア）について、各業法により、プラットフォーム事業者及びサービス提供者に一定の関与を求めた上で業法の適用を除外する法整備を早急に進めていくべきである。</p> <p>特にライドシェアについては政府内に検討の場の設置がされていないことから、可及的速やかに関係省庁による検討の場の設置が求められる。</p>	<p>シェアリングエコノミーの本質はこれまで業規制によって品質や安全性を担保してきた領域について、インターネットやレーティングシステムなどのテクノロジーを活用することで一般人等でも一定の安全性を確保しながらサービスを提供することが可能になったことである。したがって従来の事業法ではとらえきれない部分があり、事業法の適用除外を担保したうえで、関係者に一定の対応を求めることをルール化する新たな法整備が必要である。</p>
16	<p>課題1)への対応（サービス提供及び利用状況の実態把握が困難）</p>	<p>記載を削除</p>	<p>課題設定自体が誤りであるため</p>
16	<p>課題2)への対応（情報の非対称性の発生）</p>	<p>記載を削除</p>	<p>課題設定自体が誤りであるため</p> <p>また、「業法の許可等を受けているものか確認」とあるが、そもそも業法については適用除外が前提とされるべきであるため</p>
16	<p>課題4)への対応（ボーダレスな対応が必要）</p> <p>【域外適用】</p> <p>規制を、国内サービスの提供</p>	<p>ボーダレスな対応が必要であることはシェアリングエコノミーサービスであるがゆえに生じる課題ではないことが明確になるよう記載を修正</p>	<p>ボーダレスな対応が必要であることは一般的に生じる課題であり、シェアリングエコノミーサービスに特有の課題ではなく、「シェアリングエコノミーが惹起する課題」として記載することは適切でない。なお、日本人に</p>

	を仲介する海外事業者にも適用する		対してサービスを提供する外国事業者に対してもルールの適用を求める枠組みが必要であることは昨年10月30日の当連盟の提言で言及している。
17	⑥ 諸課題に対応するルール整備のあり方（留意すべき事項）	<p>以下のとおり記載を修正すべき</p> <p>（原案） 本検討会での議論においては、シェアリングエコノミーのあり方を検討する契機が「いわゆる民泊のあり方」であることを踏まえ、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、サービス提供者に係る業法その他の関係法令との関係を併せて一体的に整理することにも留意すべきとの意見や、サービス提供者に係る業法の規制緩和を同時に行うべきとの意見があったところ。</p> <p>（修正後） シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、サービス提供者に係る業法の適用除外が同時に行われる必要がある。</p>	シェアリングエコノミーの本質はこれまで業規制によって品質や安全性を担保してきた領域について、インターネットやレーティングシステムなどのテクノロジーを活用することで一般人等でも一定の安全性を確保しながらサービスを提供することが可能になったことである。したがって従来の事業法ではとらえきれない部分があり、事業法の適用除外を担保したうえで、遊休資産提供者やプラットフォーム事業者といった関係者に一定の対応を求めることをルール化する新たな法整備が必要である。

以上